

原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化

令和9年度概算要求額

エネルギー対策特別会計 事項要求
一般会計 事項要求

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

東京電力福島第一原子力発電所事故において、要配慮者が十分な準備の無い中で、無理な避難を実施したために亡くなられたという重大な教訓を踏まえ、避難準備が整うまでの間、要配慮者等の被ばくリスクを下げながら、一時的な屋内退避を行うための施設等の整備が必要。

また、原子力災害時の医療体制の確保に際しての原子力災害対策指針に基づく原子力災害拠点病院等の施設整備や原子力災害時に必要となる緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）の整備等が引き続き重要。

更には、能登半島地震での経験及び南海トラフ地震への備えの観点から、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害時において、孤立が生じた指定避難所でも屋内退避を継続できる環境の整備が必要。

○事業の主な内容・実施項目

<放射線防護対策事業>

- ・原子力発電施設の周囲概ね10kmの要配慮者等の屋内退避施設及び現地災害対策拠点施設等への放射線防護対策
- ・UPZ内の孤立化のおそれのある屋内退避施設への放射線防護対策

<指定避難所屋内退避環境整備事業>

- ・複合災害時に孤立するおそれのある指定避難所への備蓄物資の補強
- ・多数の避難者を収容する学校体育館等の屋内退避環境整備

<原子力災害医療施設等整備事業>

- ・原子力災害拠点病院等としての活動に必要な施設・設備の整備
- <緊急事態応急対策等拠点施設整備事業（OFC整備事業）>
 - ・OFCに係る設備等の要件に関するガイドラインへの準拠に伴う整備等

等

事業のスキーム

国

定額を交付

立地道府県等

放射線防護対策

【非常用発電設備の設置】



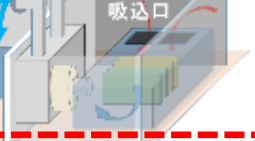
【陽圧化装置の設置】



【資機材・物資の整備】



【気密性・遮蔽性の確保】



指定避難所屋内退避環境整備



備蓄物資



気密性能約4倍向上

原子力災害医療施設等整備



OFC整備

緊急事態応急対策拠点施設
（OFC：オフサイトセンター）

